

政治区画境界線の根拠

大越勝秋

行政区画の字義 地理辞典・言海にはなく、富山房の「詳解漢和大字典」によると、「行政機関とは、国政の事務を分掌せしめる機関、国務大臣、自治体の類」となっており、「行政区画とは行政機関の権限の範囲を規定したもの、国、都・道・府・県・郡・市・町・村の類」と記している。岩波書店の「広辞苑」によると「行政区画とは行政官庁がその権限を及ぼすべき範囲として定められた土地の区画、特に地方公共団体の区域、即ち都・道・府・県・市・町村の類」となっている。

行政機関の権限の及ぶ範囲として定められた土地の区画は古くから国造・県主・村主すくら、国・郡・里（郷）、国・都・道・府・県・郡・市・町村などのように時代によって名称も変っている。また行政区画の境界線は時代によって異なっている。

どういふものによって境界線が定められるかというとその根拠を語ることは海洋・山河などの形勢のはっきりした場合のほかは、なかなか困難の場合が多い。

境界線の指標 大阪付近を対象区域として、

- ① 山河の形勢（自然的境界）
 - ② 入会山の境界
 - ③ 条里線の利用
 - ④ 道路の利用（住居表示の場合）
 - ⑤ 農業用水の水系区域（郷の区域か）
- にわけて触れてみることにしたい。

① 山河の形勢

大阪府の区域は摂津（東部）・河内・和泉の三か国から成っている。国には大・小があり、数も大宝令によると五十八国と三島（菟岐・対馬・種子島）より成立っている。その後、増えて明治期には七三か国となっている。和泉はもと河内にふくまれていた。奈良朝の靈龜二（七一六）年大鳥・和泉・日根三郡をさいて和泉監（和みげん）をおき、天平一二（七四〇）年和泉監を廢し、天平宝字元（七五七）年和泉郡府中に国衛を置き独立することになった。中世、和泉郡から南郡をさいて和泉国は四郡となった。

摂津と河内との境界は一部、淀川をもって分けられ、摂津と和泉との境界は新大和川の下流で分けられている。河内と和泉との境界の一部は西高野街道で分けられている。和泉と紀伊とは和泉山脈、河内と大和は金剛山脈、河内と山城とは生駒山脈の延長、枚方丘陵と考えられる。

郡界をみると和泉国では大鳥郡と和泉郡が王子川、和泉郡と南郡とが、大津川の支流である松尾川（中流部）で分けられている。河内国では

安宿部郡と古市郡——飛鳥川

安宿部郡と大県郡——大和川

大県郡と志紀郡——大和川（一部）

河内郡と若江郡——玉串川

若江郡と洪川郡——長瀬川

洪川郡と摂津国（住吉郡）——平野川

讚良郡と茨田郡——寝屋川

また摂津東部では

西成郡と東生郡——新淀川・安治川（一部）

西成郡と豊島郡——神崎川

西成郡と島下郡——安威川

島下郡と島上郡——安威川（一部）

などがみられる。

明治中期以降の市町村界、現在の市・町（村）界にも河川の一部がみられる。和泉地方を一例とすると高石市と泉大津市——王子川、泉大津市と泉北郡忠岡町——大津川、貝塚市と泉佐野市——見出川、泉南郡田尻町・泉佐野市と泉南市——樫井川（下流）、——泉南市と泉南郡阪南町——男里川などがみられる。

山脈の稜線、河川によって境界を分けることは誰にでもわかり易い。古くから近代にいたるまで、境界線を形成し

ていることが多い。

②入会山の境界

国土地理院の二・五万分の一、五万分の一などの地形図をみて、何故、こんな山岳地帯で、府県界・市・町・村界をなしているのだろうかという疑問を長い間、持ち続けてきた。

明治二一（一八八八）年に市制・町村制が布かれ、近世に一つの独立した村は幾か村か合併して近代の町村制の町村に入って一つの大字となった。

さらに昭和二八年の町村合併促進法ついで昭和四〇年市町村合併の特例に関する法律によって、市や町村に合併して現在に至っている。

私は第二次世界大戦後、入会山調査を進めてきて、まづ入会山区域のわかるものについて、五万分の一の地形図に図示してみたのである。

それによって近世の村がもっていた入会山が、明治二一（一八八八）年の市制・町村制の境界になっていて、現在にいたったことがわかり、入会山の境界が、国・府県・町村の境界となっていることに気づき、地形図（二・五万分の一、五万分の一などのもの）が、山岳地帯であっても境界線を精密に引いて描いたものであることに驚いたのである。

この境界の中には

A 摂津東部地方（図化は未完成である）

高槻市と茨木市

茨木市と箕面市

豊能郡能勢町と豊能郡東能勢村

大阪府（豊能郡能勢町）と兵庫県

// (//) と京都府

B 河内地方

枚方市と京都府

// 市内の旧氷室村・旧津田村

// 枚方市と交野市

交野市と奈良県

四条畷市と奈良県（一部）

柏原市と奈良県

羽曳野市と南河内郡太子町

奈良県と // //

南河内郡千早赤阪村と奈良県

// // と南河内郡太子町

C 和泉地方

貝塚市と泉南郡熊取町

泉南郡熊取町と泉佐野市

泉佐野市と貝塚市

泉南市と泉佐野市

泉南市内の旧信達町と旧新家村

泉南市と泉南郡阪南町

泉南郡阪南町域内の旧東鳥取町と旧下荘村

泉南郡岬町域内の旧淡輪村と旧孝子村

旧淡輪村と旧深日村

泉佐野市、泉南市、阪南町、岬町と和歌山県との境界は入会山が境界をなしている。

③ 条里線の利用

摂津東部地方では島上郡と島下郡、西成郡と東生郡、住吉郡と河内国の丹北郡・八上郡とが条里線を利用して境界をなしている。

河内国では讃良郡と河内郡、河内郡と高安郡、渋川郡と丹北郡、丹北郡と志紀郡、丹北郡と八上郡、丹北郡と丹南郡、八上郡と丹南郡、古市郡と石川郡などの境界はごく一部分のものもあるが条里線を利用してはいる。

和泉国では和泉郡と南郡、南郡と日根郡の境界に条里線の利用がみられる。

④ 道路の利用（住居表示と町会）

昭和三十七年住居表示に関する法律が施行されて新しく市の町会が道路を境界に分けられることとなった。これまで

も堺市——大小路、河内と和泉——西高野街道など一部に道路によって境界をなすものがみられたが、この住居表示の方法が都市に施行されて、町会の区域が道路によって分けられることとなった。ここではその一例として大阪府泉大津市の場合を示すことにする。

泉大津市域は和泉国中心部、大阪湾に面した条里遺制のよく残っている所である。道路は海と山とを結ぶ方向に走り、海岸線に直交している。市街は昭和四〇年八月——昭和四八年二月、次のように五期に分けて住居表示を施行してきた。

一期——昭和四〇年二月実施、(田中町、上之町、下之町、春日町、小松町、菅原町、戎町、本町、清水町、神明町、東港町、西港町で河原町、青葉町、汐見町を除く旧市内)

二期——昭和四三年一月一六日実施(東雲町、旭町、昭和町、式内町)

三期——昭和四三年一月一日実施(助松町一丁目→三丁目、松浜町一丁目→二丁目)

四期——昭和四六年九月一日実施(二田町一丁目→三丁目、曾根町一丁目→三丁目、条南町、池園町、寿町、宮町、旧市内の河原町)

五期——昭和四八年二月一日実施(東助松町一丁目→四丁目、森町一丁目→二丁目、千原町一丁目→二丁目、助松団地)

泉大津市域で住居表示のしていないのは、青葉町、汐見町、池浦、下条、虫取、宇多、豊中、我孫子、板原、穴田、宮の一部、森、尾井千原、助松公園の条里制の典型的地域で条里線の短かい線分の接続、古い条里線の境界がみられる。海に接した旧市街、山手の和泉市に接する部分の条里の境界と新旧の直線状の境界線の対比がみられる。

⑤農業用水の水系区域（大化以後の郷か）

すべて前の時代からのものが、基礎となつて次の時代のもものが形成されて行政区画ができてゐる。国や郡の境界でも不明なところが少なくない。一部わかつた部分について述べたに過ぎない。里（郷）の境界は村主の区域ができていて里（後の郷）の区域が定められたものであろう。郷の境界は何に基づいたものであろうか。私はさきに和泉地方における井堰分布と水系の調査をなした。そのときふと和泉地方では農業用水の水系区域が郷となつたのではないかと感じた。

近木川こぎの上流の貝塚市水間に水間小久保西井堰、水間小久保本井堰があつて、用水は近木郷水系によつて下流の近木庄地域に灌漑される。この近木庄地域（旧北近義村、旧南近義村）が近義郷の区域となつてゐる。一方水間の木島西井堰・木島本井堰より木島水系を通じ貝塚市旧木島村や岸和田市阿間河区域の一部に灌漑される。この木島水系の灌漑される区域が木島郷となつてゐる。井堰と水系によつて灌漑される区域が大化以降の郷の区域となつたと私は推定してゐる。